

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年3月27日（金曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局次長 飯 田 治 子
庶務調査係 前 坂 悟 史

午前10時54分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に次第がありますので、順次協議をしていきたいと思っております。

一つは、素案たたき台についてであります。前回、持ち帰っていることもあるんですが、協議会でお話ししたように、一定、行政当局に対してこの議会基本条例についてご報告をさせていただきました。いろいろなご意見を頂いて、大変感謝を申し上げたいと思っております。

その中で、若干、政策検討会についての議論がありまして、条例制定と政策提言書がどのように違うのかということなども議論が行なわれたということでもあります。

お手元に、論点整理ということで資料も作っていただいております。次長の方から、若干、説明をお願いします。

○飯田議会事務局次長 それでは、政策検討会の議会の政策立案、政策検討機能の論点整理の資料をご覧いただきたいと思っております。

当初、この政策検討会につきましては、政策立案だけを想定しており、条文の方も17条で、政策立案のために政策検討会を設置することとなっておりましたが、提言も入れるということで、先般の会議で正副座長からご提起がございました。その質疑の中で、斎藤議員の方から、委員会の所管事務調査との関係、その辺はどうなのかというご意見も出たところでございます。

ここで、こちらの資料についてご説明させていただいて、政策提言については別の方法と重複するところもあるのではないかとということ、当初の予定どおり立案だけでも良いのではないかとということも考えられるところでございますので、その辺、ご議論いただければと思っております。

それでは、資料の方をご説明させていただきます

す。まず、上の方に書いてございます、条例提案を行うというところでございますが、各議員が議員案の提出をする場合と、市議会全体の意思として全会一致で立案をしていこうということで政策検討会を設けていく場合に分けられると思いますけれども、こちらは、いずれも可決されると提案内容が市政に反映されるということでございます。

今まで、議員提出議案というのでかなりの本数出ておりますけれども、政策検討会ということで、全会一致で100条12項の正式な協議の場ということでの位置付けで、政策検討会を設けていく、この二つに分けられるかと思っております。

それから、その次に、下の方に書いてございます市長への提言を行う場合でございますけれども、市長提出案件への提案と、議会独自の調査等による提言に分けられるかと思っております。市長提出案件への提案でございますが、市長提出案件に対して議案の修正を行ったり、予算組替え動議が出されたり、あるいは附帯決議をして市長への提言を行っていくことが考えられるかと思っております。

その下の、議会独自の調査等では、全員協議会で全会一致で意見・要望というのをまとめるということも考えられますし、委員会の所管事務調査で報告書で意見・要望等で政策提言ができるということもございます。あと、特別委員会の調査をして提言するということもございますし、決議などを挙げて提案するというところもあるかと思えます。

既に、このような幾つかの制度がございまして、こういった方向で提言ができるものというのがあるかと思っております。さらには、個人個人の議員で一般質問で提言というのも行なわれているところかと思えます。

したがって、今ある制度の、どういう不足があって、提言のための政策検討会を立ち上げるのかというのが、やや不明なところがございまして、

他の制度との住み分けがどうなのかということがあろうかと思えます。

そういう意味では、今ある制度の十分な活用というものが求められるのではないかと考えるところでございます。

また、部長会のご意見にありましたように、全会派での条例策定を目指してきたけれども、議論の途中で一致しないことが出てきてしまったら、制定を断念するのか、あるいは一部の会派で独自提案をするというのが筋ではないのかということで、立案できなくて提言に進むという流れはどうかということもあるかと思っております。

したがって、その政策検討会につきまして、政策立案だけにするのか、あるいは提言についても含めていくのか。提言については、ほかのいろいろな制度があるのではないかとこのところでご議論いただければと思っております。

○森戸座長 ということであります。

ちょっと、正副座長と事務局でいろいろと協議はしたんですが、基本的には、これは残していった方がいいのではないかと思うわけです。

それで、例えば、所管事務調査で行っているのは、かなり幅が広いわけですね。しかも、部局とのやり取りに終わっていて、議員間協議ということになっていかないのが、現状の所管事務調査は、なかなか、一つのをまとめて上げるというふうにはなっていないわけですね。特別委員会もそうですし、そういうことから言えば、例えば、桜の、樹木の保存に関する政策提言とか、何か、そういう形で一つの、本当に身近な問題などで政策を全体で話し合っただけで進めていくということなどもあるのではないかとこのことだと思っております。

○加藤議会事務局長 今、次長が説明したとおりの中身なんですけれども、一応、部長会の中で、先ほど申し上げた、途中で一致しなくなったら、普通は、それは、賛成している会派の中で独自に議員案として条例を出すべきではないかと。そう

すると、この矢印はなくなるのではないかと、そういう指摘だったんですね。その辺についてどうだということ、一応、私の方からは、想定としてなかなか難しいんですけども、ただ、全体として、条例として、いわゆる法的拘束力を持つような、そういう政策上のところまで必要にならないということも、もしかしたら、政策の中身によってはあり得るのではないかなというところで、全会派が一致しているんだけど、その法的拘束力を持たせるような条例制定まではいかないけれども、こういった政策を是非、市の方にはとってもらいたいということが、議論している中で、もしかしたら結果としてそうなる可能性は全くないとは言えないので、そういったところで、この政策提言という形での可能性を残しているということは、私の方からはちょっとご説明をさせていただきますけれども、ほかの市でこういったような例があって、もし、その事例があるのであれば、また次回のときに説明してもらいたいというような要望もありましたので、その辺は、事例としては、こちらも調べているものは一部ありますので、その辺のところは次回のときに説明することではお話ししたんですが、いずれにしても、今、申し上げたような形での政策提言という可能性はあるのではないかとということで、その部分はちょっと補足的に、私の方からは一応、ご説明はしているということで、そこだけちょっとご報告はさせていただきます。

○森戸座長 大津市議会の要綱などでは、政策提案（条例等）になっていますね。だから、政策を議論しながら条例に行き着くこともあるし、元々、条例を作るということで始まって、最低限のところの一致したところでの政策提言ということもあるし、いろいろな道を残しておくということかなと思っているんですけどね。

政策提言の拘束力はどうかと言われると、それは拘束力はほとんどないわけですね。ただ、議会

の意思ですから、それが決議になってくれば、一定、市長は、その決議などに対する配慮や対応は必要になってくるということだと思うんですが。

大体、そういう整理でいいでしょうか。いかがでしょうか。

まあ、政策提言で出てきたときに、部局がどう受け止めるかという位置付けだと思うんですけども、そこがはっきりしないと、なかなかご理解いただけないですか。

○斎藤議員 最終的には決議という形になるんですかね。

○森戸座長 そうですね。

○斎藤議員 でも、最近行っていないんですけども、前はよく教会派が一緒になって、市長に対する申し入れ、これは完全に正式なものではありませんけれども、そういったことを、座長がおっしゃっていたように、条例として作ろうとして検討会を立ち上げてやったけれども、結果的にそこまで行き着かない、けど、その理念というのは伝えたいということで、形を変えて、検討会からの決議という形なんですか、最終的出口というのは。そういう意味で、それは、道は残しておいた方がいいですね。

○白井議員 おっしゃるとおりだと思うんですね。恐らく、最終的には、決議という形のもものは政策提言をするに当たっては出るんだと思うんですけども、ここで重要なのは、最初から条例制定なのか、そういう形になるのかというのが分からないような中でスタートすることが多いと思うんですね。仮に、条例にはなじまない、ただ、何らかの政策提言というのを、研究・調査した上で執行部側に提示する必要があるだろうということであれば、決議になると思うんですけども、ただ、それまでの研究・調査過程、もしくはまとめたものみたいなものを、やはり、ちゃんと残す必要があるし、それを、例えば市民にも、部局にも公開する必要があると思うんですね。

だから、そういう意味では、完全に無くしてしまうと、その辺があいまいになってしまうような気がしますので、基本的に、例えば、我々も税金を使ってこういう政策検討会というのを、時間も使って、労力を使ってやるわけですから、そのアウトプット、成果みたいなものを、単に条例でない場合、決議一本だけで、1枚の紙だけですすのではなくて、こういった調査をした上で政策提言をしましたというものを、何か残す必要があると思うんですね。そういう意味では、今、このように出されている、条例制定と政策提言と、2本のラインは残しておく必要があると、私は思います。

○森戸座長 まあ、場合によっては提言書ということに残ることもあるわけだね。

○片山議員 条例の場合だと、議決を経てということになるわけですがけれども、そういった提言書などの場合に、例えば、市民の参加する審議会など、諮問された答申というのは、何かしらの尊重義務というか、何かそういうことが、市民参加条例に位置付けられているんですけどか、何かそういった形の位置付けがありますよね。これの場合に、その位置付けとして何かしらの、そういった文言をどこかに入れておくものなのか、あるいは、そういったものは必要ないのかというのは、どうなるんでしょうか。

○森戸座長 行政がそのことに対応することを位置付けるということですか。審議会の場合はありましたか。市民参加条例にはありましたか。その辺りはどうですか。事務局が対応しなければならぬということ、それはなかなか難しいかな。

○飯田議会事務局次長 そういった拘束を設けるようなことをうたうというのは、ちょっと難しいのかなと思っていて、今、そういったルールはないところかなとは思っております。

○加藤議会事務局長 この提言書の扱い、今日、資料で示した、議会にはこのようなメニューがい

ろいろ用意されているという中ですがけれども、ちょっと、どこの市かは忘れてしまったんですが、提言書を出しているところの例で、単純に提言として市長に出しているところもあれば、確か、それに対して何か回答を求めているところもあったんですね。ただ、それは法的には何ら拘束できないので、それは執行機関と議会との間でそういう取り決めをして、出てきた提言に対して一定の回答を、みたいなところもあるようにすけれども、通常、提言といった場合には、議会側からの、言ってみれば要望の扱いになりますので、そういった意味では、例えば、予算なんかの場合に、当初予算に対する要望というのを各党派からいただいているのがあると思うんですけども、それを、一応、市長側としては、要望は要望として受けてという形で予算編成をしていると、建前上はなっているんですが、提言も、やはり、あくまでも提言という形ですので、その域を出ることはできないかなと思うんですね。

あと、回答をもらうのは、果たしていいのかなというような、個人的にはそういう思いがありますけれども、そういう運用をしている市も、確かあったようには記憶しております。

ただ、いずれにしても、提言書の原則的な位置付けは、そういった形であるということは押さえておいていただいた方がいいかと思います。

○片山議員 分かりました。基本的に決議なので、取扱いについては、こう求めるみたいな形のものになってくるかなとは思いますがけれども、その前段でそういった何かを置いた方がいいのかというのを確認したかったわけです。

○森戸座長 市民参加条例の第13条では、市は、附属機関等から提出のあった答申書等を尊重しなければならないとなっているんですね。だから、附属機関からは尊重するけど、議会は尊重しないということにはならないかな。本当は、ここに議会並びにとか入れてほしいぐらいですね。議会も

附属機関等に入っているんだっけ。市は、附属機関から出た答申を尊重しなければならない。

○飯田議会事務局次長 附属機関というのは、地方自治法に基づきまして市長の附属機関として設けられたもので、そちらの答申を尊重するというようなことは、市長も自ら答申を求めているわけでございますので、そういった作りになっているかと思えます。

議会につきましては、その議決権がございまして、修正するとか、新たな条例を制定するとか、そういう権限を持ってございますので、そういった場で権能を発揮するというのが筋かと思っております。

○森戸座長 一応、政策検討会は残しておくということでもよろしいですね。もう少し、逐条解説で肉付けをしていただければありがたいんですが。よろしいでしょうか。

○小林議員 このイメージ図について、ちょっと意見だけ言わせていただきたいんですけども、もう見せてしまっているのだからですけども、要は、条例と政策提言の提出と併記されている感じになっているんですけども、要は、政策検討会をやって、どっちになるかという、そのイメージってあまりよろしくないかなと。あくまでも、条例制定あるんだけど、その条例制定の隣に「※」か何かで、そういう政策提言に落ち着く場合もあるみたいな、そういう第二のというか、第二のじゃなくて、結果としてという表現の方が受け入れが全然違うのかなと思えますけれども。

○森戸座長 前提は政策提言という。（「条例」と呼ぶ者あり）条例の方が。

○小林議員 条例制定のために政策検討会をやっていくということですよ。そうではなくて、政策提言に対して、何か部局が意見を言うていくとかというの、やはり、何かピンとこないところもあるのかなと考えると、ちょっと、差別化をちゃんとした方がいいのかなと思うんですけど。

○森戸座長 私のイメージは、政策提言があつて、その中に個別的に条例と、それから政策提言書、決議という流れかなと、ちょっと思ったんですけども、どうでしょうか。

○五十嵐議員 私のイメージとしても、最初から条例制定だけに絞っているイメージではなくて、やはり、全会派集まって何かしましょうよというときには、条例制定という方法もあるかも知れないけれども、最初から提言書という方法もあるのかなと思ったので、イメージとしてはちょっと、小林議員のとは違うかなと思っていますね。

それで、こちらの論点整理の方に書いていただいて、まとめていただいたところの、一番下のところでも、ここの政策提言も、全会派一致によるということになっていきますので、これは、あくまでも、全会派一致でやっていくものだよということだと思いますので、方法論としては、最初から条例がありきではないのではないかなと思います。

○森戸座長 そこはちょっと、みんなで一致させておいた方がいいですよ。

小林議員のご指摘はそのとおりというか、ありがたいんですが、全体は政策検討をやるよということがあつて、その中で、条例を作るのか、提言書としてまとめるのか、決議になるのかという、そういう分類なのかなと思っていて、並列ではないことは……、並列なだけけど、ちょっと、この図はもう少し誤解のないようにしないとイケないかなとは思いますが、それは、今日の議論を聞いていて、ちょっとそういうふう思ったんですけども、どうでしょうか。

○五十嵐議員 例えば、議会に出した宣言みたいなものがありますよね。平和都市宣言とかね。そういうことだってあるだろうと思えますので、そういうことも含めて、いろいろな方法があると思つた方がいいのかなと思います。

○森戸座長 宣言ですね。後でちょっと、議決事項でまた問題にしなきゃいけないんです。

その辺り、もう少し、この図を精査していくということでどうでしょうか。条例が先にありきという場合もあるかもしれないけれども、政策提言ということもあるしということですよ。

○加藤議会事務局長 実は、今のお話は、これは部長会でも質問が幾つか出て、政策提言をするという前提で、政策検討会というのは立ち上がっちゃうことってあり得るのという質問もありまして、条例化ではなくて、提言化だけでも、一致すれば上がっちゃうのと。なぜ、そういう質問が出たかという、そういうの前提のときに、この下の矢印の、そういうものであっても、自分たちがこういうところに出ていかなきゃいけないのと、そういうところにつながっていくという意味なんですけれども、そこも、正直私、完全に説明し切れなくて、今の時点では、ここの政策検討というところの、ここがとにかく全会一致しない限り、ここは立ち上がらないんだという説明しか、実は私もできなくて、そこは、ちょっと今日の中でもし話題が出なければ、実は、私から後でお話をさせていただこうと思っていたところなので、そこはやはり、一度よく議論をしていただいたい方がよろしいかと思うので。ちょっと、部長会でもそういう話がありましたので。

○森戸座長 はい、ありがとうございます。

○板倉議員 私は、座長や五十嵐議員の意見と同じだと思うんですね。政策提言を行っていく中で、これは、やはり条例化しなければいけないという発展をしていくものもあれば、何らかの提案で対応できる部分とに分かれていくだろうと思っているんです。

だから、政策提言というのが、一つ大きなところにあって、その中に条例提案とか、あるいは決議とか、意見書とか、いろいろなものに分かれていくだろうと思っていますので、大元は政策提言だと思います。

○小林議員 別に反論でもないし、何だかよく分

からなくなっているんですけども、一つ言えることは、今、論点整理の表を出していただいて、この網かけではないところの会議というか、権能というか、こういうことが今でもあるという全体で付加するものということなんですね。だから、私も今の、議会の宣言なんかでは大分今、迷っているんですけども、でも、それも今でもできるということなんですよ。あえて全会一致でスタートするときに、条例なのか宣言なのか提言なのか、全く海のものとも山のものとも分からない状態でわざわざスタートするのかということを見ると、そういうケースってあるのかなと考えて、今、できないわけじゃないと。もう少し絞られた形でスタートしていくものなのかなと思うと、もうちょっと考えなければいけないと思うんですね。

さっきもちょっとこの辺で話していたんですけども、条例と考えたときには、1行目と2行目の違いは、100条に準じて会議が公開されていくというところだと思うんですけども、その辺が、話していったらああで、こうでと、あまりぐちゃぐちゃな議論が公開されているのもどうなのかなって、それは事前協議でしっかりできる場所もあるのかなと思うので、ちょっと、検討がいるかなと。

○森戸座長 まあ、進めるときは条例か提言書かぐらいの仕分けはしないとだめですよ。

○鈴木議員 ずっと皆さんのお話を聞いていて、今、小林議員が言ったことに一番近いのかなと思っているんですけど、逆に言うと、こうして論点整理していただいた中で、政策検討会でなければできないものは一体何かというと、先ほど、五十嵐議員のご意見に近いのかなとも思っているんです。

これだけ、議会にはさまざまな権利と場所が与えられているんだということに、改めてこれで気がつくわけですね。例えば、委員会の所管事務調

査の中で、こういった議論をすることももちろん可能ですということですよ。例えば、条例制定にしても。だから、それを議会としてどう活用していくかということも、少し考えていく必要があるのかなということ、議会基本条例ですから、制定していく中で、これまでのそういった議会の動きと、これから考えていく、今のこの議論をどう条例に反映させていくかということも必要なのかなと思いますけれども、まずは、また話が戻りませんが、だからこそ、政策検討会でなければできないものは一体何かということ、ある程度、イメージというか、共有しておいた方がいいのかなという思いは持っています。皆さんのお話を伺った上ですが、政策検討会は必要ないかという話ではないと思いますので。

○森戸座長 まあ、そういうことですね。

ただ、所管事務調査を政策提言の場にすることとはできますかという……。

○白井議員 鈴木議員がおっしゃったように、議会でいろいろな、調査を含めて、政策提案的なことも含めて活動できる場はあるのは事実なんですけれども、ただ、唯一、政策検討会というのは、対部局ではなくて、議員同士で協議し合うという、そういった場だと思うんですね。なので、まず政策検討会は唯一、そこが全く違うので、条例を作ることを前提にして政策立案をするための協議の場という位置付けだと思うんです。なので、ほかの所管事務調査とか、特別委員会もそうなんですけれども、基本的には対部局のやり取りになるので、ちょっと、本来の意味合いで言う政策立案にはなじまないのかなという気はしています。

○五十嵐議員 私も、今までやってこなかったということではなくて、今まででもやっては来たんだけれども、前文で言われているように、政策を立案する活動をより充実・強化しなければなりませんというような意味で、この議会基本条例を作る、まず大前提というのは、そういう政策立案能力を

高めましょうよということだと思うので、そのやり方の入口というか、そういうところで、こういう場所づくりをきちんと決めたらどうでしょうかというのが、この条文なのかな、このことなのかなとちょっと思っていますので、そういう整理をして、より合議を高められるようにという、そういう意味なのかなと思っているんですけども。

○森戸座長 五十嵐議員がおっしゃるとおりだと思いますね。

本来は所管事務調査で、もう少し調査の柱を絞って、一定の一致するところの提言みたいな形にするというのが、本来の在り方なのかなと思うんですけども、ちょっと、今の小金井市のシステムはそうっていないというのがあるので、なっているとしたら、陳情で意見書とかが出て、それを委員会として、意見書にまとめて国に上げるとか、そういうことは、これも政策提言の一つだとは思いますが、それ以外はなかなか、今、やられていないかなと。やるとしたら、また新しいルールを考えないといけないということもあるし、抜本的に委員会の運営を変えなければいけないのではないかと思うので、そうではない政策検討会で、お互いが議論し合いながら、研修をやったり、いろいろな自由度を持つてできるということから言うと、やはり、こういう場も必要なのかなと思うんですけどもね。

○斎藤議員 皆さんのおっしゃること、それぞれごもつともで、どうするかということで、この市長その他の執行機関の職員の意見を聞くところを、この最後の出口の政策検討で、本会議、条例制定、その矢印の網のかかった部分、そこに入れればいいのかという気がするんですけども、どうでしょうか。

政策検討、条例制定のときには本会議提案前に、必要に応じて意見を求めることができるという、その矢印を、検討会から、その下ではなくて、右の出口、条例制定の前の矢印のところ、意見を

聞くことができる。

だから、政策提言書を提出のところには、部局はかかわらない。

○森戸座長 政策提言書は関わらない、条例のところに関わるということですね。

まあ、そうですね。政策提言はなかなか関わらないということになっていくので、条例のところに関わる機関の意見を求めるということで、関わっていくということですね。

大体よろしいでしょうか。

次長、大丈夫ですか。いかがでしょうか。事務局の関わり方が、こんなちょこっとじゃないと。

○飯田議会事務局次長 そうですね、そういう意味では。

議会事務局のこれがちょっと小さいということですが、市長その他の執行機関ぐらいのところの位置になるのかなとは理解しております。

そうしますと、皆様のご議論で、既にある機能、権能はあるけれども、ちょっと種類が違いますか、ほかの場も設定することが望ましいのではないかという全体的な、ということですね。了解しました。

○森戸座長 それでは、もう一回、この図は精査をしていただくということできたいと思います。

それと、協議会でも議論いたしましたが、政策検討会の運営要綱の第6条第2項の文言は、意見を求めることができるということで、もう少し精査をしたいと思います。議会事務局を通じて意見を求めることができるという。今、大ざっぱに言っているんですけども、大体、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

そうすると、これはよろしいですか、政策検討会は。

では、これは終わりたいと思います。

○飯田議会事務局次長 それと、運用のところをお調べしているんですけども、どうでしょうか。また練り直しますか。

○森戸座長 運用についてということで、4枚目ぐらいに正副座長案があります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

○飯田議会事務局次長 それでは、政策検討会の運用について、正副座長案の資料をご覧くださいと思います。

運用についてなんですが、まず、1番としまして、全会派で政策立案・政策提言をしていくことで一致した案件を扱うこととする。

2、委員は全会派から選出する。会派からの委員の選出の仕方は案件ごとに運用で定める。こちらの1、2につきましては、2月4日及び2月12日の代表者会議で確認していただいているところでございます。

3番、議会として独立した立案権を行使するため、政策検討会は議員のみで構成し、部局の出席は求めない。部局との調整は議会事務局を通して行うこととするというところでございますが、先ほどの条例制定のところでは、部局に意見を求めるというところが、今、一致していただきましたので、その辺、ちょっと加える必要があるかなとは思っておりますが、基本的に部局との調整は議会事務局を通して行うこととするということでございます。

4番、地方自治法第100条第12項に規定する「協議の場」として、正式な議会活動で位置付けられ、会の庶務は議会事務局で行うと。その会の庶務とは何ぞやというところでございますが、(1)から(5)でございます。(1)として、会の開催の通知。(2)会議の記録、全文記録または要点記録になります。(3)ホームページでお知らせすることがあれば、その掲載作業ということで、掲載原稿は政策検討会の広報担当などに作っていただくと。ただし、政策検討会の会議日程のお知らせにつきましては、議会事務局で原稿を作り、掲載させていただくこととして、基本的に、そういった広報関係のホームページ掲載の原

稿は、検討会の広報担当などにお作りいただきたいと思っております。(4) 市民説明会などを実施することがあれば、その際の会場の確保。

(5) パブコメ時のホームページのお知らせ、各施設への用紙配布の補助といったことをごさいます。こういった庶務的なことを、議会事務局が行っていくということをごさいます。

5番としまして、議員による政策立案、政策提言のための政策検討会なので、調査・研究活動にかかる費用は政務活動費で支出していただくと。議員が調査したことを持ち寄って政策検討会に臨んでいただいて、ご議論いただくというところが正副座長案でございます。よろしくお願ひいたします。

○森戸座長 ということでありまして、これは、今すぐ返答というのも難しいと思ひますので、持ち帰って検討していただければと思ひますが、持ち帰るに当たって、何か、ここは聞いておきたいということがあればお願ひしたいと思ひますが。

○片山議員 行政側のことについては、先ほどからはっきりしたんですが、例えば、何か市民とかにご意見を伺いたい場合の位置付けというか、参考人というか、何か来ていただく場合はどういふふうになるでしょうか。

○飯田議会事務局次長 検討会の中では、そういった市民を入れるということはないということと一致しているかと思ひております。

それで、検討会の議員の皆様でどこかに出むいて市民との意見交換という場をご自分たちで設定していくことはあろうかと思ひますけれども、その検討会の中に市民の方を入れるというようなことは、一致していない、そういうことはないということを確認されているかと思ひております。

○森戸座長 行ふとしたら、検討会で、市民懇談会とか、そういうことはできるということですよ。一致すれば、それは、この運用とは又別だと

思ふので、ここには入っていないということですね。

ただ、基調は、議会基本条例で、市民の意見を聞く場を設けるということが述べられているので、それを活用してそういう場を設けていくということかなと思ふんですけどね。

○白井議員 確認ですけれども、この運用についてというものが、どういう扱ひのものなのかというのを確認したいんですね。最終的には、やはり、政策検討会の実施要綱か何かにもとめるという形になるんですか。

○飯田議会事務局次長 こちらにお示ししている要綱案には盛り込めないような、実際の細かな運用について、ペーパーでお示しさせていただいているということをごさいます。

実際に、そういう案件ごとに、また、例えばでございすけれども、会議の記録を全文記録にするか、要点記録にするかとか、委員の選出の仕方についてとか、そういったことで、案件ごとにまた運用は細かに決めていくかということをごさいますけれども、基本的な運用として、こちらをお示しさせていただいております。

○森戸座長 主に、議会事務局の仕事の範囲をどこまでにするのかということと、それから、5番の政務活動費を支出するという事などで、特段、予算は作らないで自分たちでやりますよということの、ちょっと区分けをしておかないと、政策検討会を持ったから予算を組んでよということになっていくと、またちょっと違っていくかなと。

○片山議員 ということは、申合せに掲載されるということになりますか。

○森戸座長 申し合わせというよりも、要綱に基づく運用ということかな。

○加藤議会事務局次長 整理の仕方は、何通りかあると思ふんですけども、通常、要綱の中に全てもうたい切れないと、例えば、取り扱ひ要領だとか、運用方針だとかというものを、これはやはり、部

局もこういうを持っているんですね。要綱の中で、全てうたい切れなければ、今、申し上げたよう形で残すというようなことにしていただく方策もありますので、そこはちょっとご相談しながらできるかなと思っております。

まあ、ハンドブックとかにちょっと載せるものではないかなと思いますので、あくまでも、政策検討会の要綱があって、その中でうたい切れない細かいところを取扱要領とか、今、申し上げた運用方針とかいう名前で、その下にもう一つの取り決めを持っておく、その位置付けで多分、整理するのが一番分かりやすいかなと思いますので、それもまた議論していただいてもかまいませんけれども、一般的には、細かいところの部分はそういう形で残していただくという整理でよろしいかとは思っています。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

○板倉議員 5項目目が、ちょっと私もうん、と思ったんですけども、その1番目のところで、全会派でとなっていますよね。全会派でということは、議会全体でと、私は判断したので、政務活動費でやるのかなというのは、ちょっと、立ち止まってしまったんですけども、やはり、政務活動費という扱いにならざるを得ないのでしょうか。全会派だと、議会全体でとなるので、ちょっと私も迷っているんですが。

○飯田議会事務局次長 全会派とはいえ、議員の立案機能でございますので、そのための調査研究というのは、やはり、調査研究のための政務活動費というものが存在するわけでございますので、こちらで支出していただくということで、正副座長案を出させていただいております。議会費として支出するのは、例えば、会議録を設けるとか、あるいは、議会事務局の職員がこれに当たりますので、もちろん、議会費を使います。

あと、市民説明会で、手話通訳士とか保育士を呼べば、そういったもので議会費を使うというこ

とは考えております。

○森戸座長 ということですが、皆さん、ご意見はありますか。

だから、調査、研究活動に係る費用、例えば、研修会、こういうのは議会研修会と呼ぶことはできるので、そうお金は使わないと思うんですが、党派を超えてみんなでどこかに視察に行こうとか、こういうのは政務活動費ということになりますよね。あと、調査研究活動に係る費用って、何なんですかね。案件によりますよね。パブコメ、アンケートね。アンケートなんかも、みんなでお金を出し合ってやりますか。

ちょっと休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時47分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、公費の部分と政務活動費の部分については、若干、事務局でもう少し精査をする必要がありますので、正副座長で持ち帰らせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ただ、それ以外のところは、各会派の皆さんで、この運用についてご検討いただき、次回までにご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議会基本条例第10条、第16条、第18条、これは、正副座長で持ち帰っておりますので。

まず、第10条ですが、前回の議論の中で、第1項、第2項、まとめた方がいいんじゃないかということでもとめました。

次長の方からお願いします。

○飯田議会事務局次長 前回の第10条、公聴会、参考人制度のところでございますけれども、いったんは二つの文章に分けてという形になっていたんですけども、まとめてということで、後日、

正副座長案として提案することといたしました。

こちらに書いてございます正副座長案は、議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるという案でございますが、元々、参考にさせていただいた条文案は、第2班の作業結果で、平成26年2月に出していただいた、議会は公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるというのを参考にさせていただいて、この文章に、積極的にというのを加えさせていただいたというのが正副座長案でございます。

○森戸座長 これはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第10条は確定させていただきます。

次に、第16条であります。議会の議決事項の追加ということで、いろいろな議論がありました。それで、正副座長で改めて検討いたしまして、地方自治法第96条第2項の議決事件について、他の議会でどういうものがあるかというのを調べていただきました。若干説明してから次長にお願いしたいと思うんですが、実は、名誉市民は議会で議決しているんです。しかし、議決事項にはしていないんですね。名誉市民を入れたらどうかということがあったんですが、そこの辺りも含めて、ちょっと、次長から説明をお願いしたいと思います。

○飯田議会事務局次長 それでは、第16条、議決事項の追加でございます。議論としまして、長期総合基本構想の場合、一つだけになっていたわけですけれども、第1班のご指摘のように、通常の法令文の作りからいって、(1)だけで終わるのはおかしな作りになってしまうということを申し上げてまいりました。それを解決する方法として、(2)その他条例で定める事項と規定した場合、その他条例で定めるものがないというところがあって、そこが問題であること。また、湯沢議員から、別表にしてはどうかというようなご意見もございまして、調査させていただきました。

まず、湯沢議員の別表のご提案ですけれども、例規集の59ページにあります全員協議会の関係の別表の作りを見ていただきますと、この表には、名称、目的、構成員、招集権者という複数の項目で表を構成しております、これを文章であらわすと長くなってしまって分かりにくいということから表にする意味があるということで、表になっているわけでございます。議決事項の長期総合基本構想というだけだと、表にする意味がなくなって、やはり、法令の作りとしては不適切な作りになってしまうというところでございます。

次に、(2)その他条例で定める事項とした場合の件でございますが、初め、この会議の中でもご答弁させていただいたように、その他条例で定める事項というものがない場合、ちょっとそれはおかしいことになってしまうということで、お答えをしてきたところでございますが、実は、よく調査をしましたところ、座長の方からも今、お話がございましたように、名誉市民条例というところがございまして、小金井市名誉市民条例の第3条で、名誉市民は市長が市議会の同意を得て選定するというので、市議会が議決をして、同意の議決をもって選定をしているというところがございます。したがって、小金井市名誉市民条例の第3条で、名誉市民の同意については議決事項に定めておまして、したがって、(2)その他条例で定める事項というものが実際、存在することになりますので、(1)の次に(2)その他条例で定める事項とするようなことで、これは条文の作りとして適切な作りになるということで、正副座長案としてご提案させていただいております。

それから、更に、斎藤議員の方から、基本構想の策定変更または廃止に関することという文言の使い方、制定改廃ということではないのかということでお問い合わせがございまして、改めて調べさせていただきました。先日も、そのときお答

えしたところでございますが、条例、規則等につきましては、制定または改廃という言葉を使う。計画などについては、策定、変更または廃止ということで規定するものと考えられておりますが、法務の方に確認しましたところ、制定または改廃としてもかまわないということで、お答えいただいているところでございます。

なお、座長からも今、ご案内ございましたように、他市の議決事項の追加状況の資料をご配付しているところでございます。

○森戸座長 それで、正副座長との打ち合わせの中でちょっと出たんですが、この全国の追加状況の資料を見ていただくと分かるんですけども、例えば、先ほど五十嵐議員から出された都市宣言を議決事項に加えているところもありますし、姉妹都市提携とか友好都市提携、これらを議会の議決事項に加えているところもあります。正副座長では友好都市と名誉市民は議決事項に加えてもいいんじゃないかということ話し合ったんですが、名誉市民は、先ほど次長から説明があったように、他の条例で定めるものということで整理ができるということだと思っておりますけれども、もし、皆さんと一致するようであって、市長部局とも相談して加えられるものがあれば加えていってもいいのかなと思います。

○片山議員 今、確認したら名誉市民条例が当たったということなんですけれども、ほかにないでしょうね。これ、逐条解説に多分、載せなきゃいけないんじゃないかと思うので、そこはもう一度再確認していただくといいかなと思っています。

○飯田議会事務局次長 ほかに、地方自治法に定めてあります指定管理者の指定ということで、これは、地方自治法第244条の2のところでは定めておりますが、これは、条例で更に議決事項で本市で定めているのかまでは調査していませんけれども、指定管理者の関係は、地方自治法の関係で議決事項にはなっております。

○森戸座長 あとは、ちょっと調べる必要がありますね。

その辺りはどうでしょうか。事務局が調べた方がいいですね。（「ちょっと確認します」と呼ぶ者あり）入れなきゃいけないですからね。

では、そこは確認させていただくということですが、今、申し上げた点はどうでしょうか。友好都市とか都市宣言。指定管理者は条例で定めているからね。（「法律になっていますので」と呼ぶ者あり）そうですね。

○宮下議員 正副の打ち合わせの中で、この資料を見て、一覧表を見たときに、名誉市民と友好都市提携ぐらいはいいんじゃないのということで、一応、話し合ったんですけども、今、次長の方から説明がありまして、たまたま調べてみたら、名誉市民の方は既に条例があったということですので、何とかここは、とりあえず名誉市民で手を打ってまとめて、ちょっと、スピードアップを図れたらというのが、私の個人的な見解でございます。

○五十嵐議員 今、問われているのは、追加するものを決めましょうということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）で、友好都市の提携と都市宣言。何か、その提案こそ持ち帰った方がいいような気がするんですけど。

○片山議員 その追加する議決事件については、これは策定代表者会議で決められるものなんですか。何か議会運営委員会か、どこで決めていくものになるのでしょうか。（「議運ですよ」と呼ぶ者あり）

○中山議員 わざわざ追加する必要はないと思います。形骸的に、形上、何か付けておかなきゃいけないから追加しなきゃいけないということであれば、最初からやらない方がいいと思います。

○森戸座長 そういう意味ではなくて、付けておかなきゃいけないじゃなくて、ほかにないのかということで。

○中山議員 だから、今、我々が考え得る想定の中で、あまり現実的なものはないわけですね。ですから、それであれば、特に必要はないのではないかと思います。

○鈴木議員 時間のことを言うとね、また個別に考えていくと、どうしても、また相当な時間がかかるかなと思うんですね。であるならば、この（２）のところで担保しておくということで確認ができれば、それで進められるのかなと思うんですが。

○森戸座長 条例案としてはね。

ちょっと、正副座長会議では、こんなに議決できているんだと思って、ちょっと、問題提起として提案をさせていただきましたので、今回は、一応、その他条例で定めるものということにくられるので、それはそれとしてくっておいて、後は議会運営委員会で、議会改革として提案を、各会派でやっていただくということでもいいと思いますので、そういうくくりでよろしいですか。副座長もいいだらうとおっしゃっていただいたので。

○飯田議会事務局次長 先ほど、（１）の長期総合基本構想の策定変更または廃止に関すること、こちらは、この文言でよろしいかどうかのご確認をお願いいたします。

○森戸座長 これは、斎藤議員からもご提案があったんですが、このままでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、この第16条も固めてよろしいですか。

では、これは固めさせていただきます。

というところで、12時になりましたが、どうしましょうか。休憩しますか。（「休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

それでは、昼食休憩のため暫時休憩いたします。

正午休憩

午後 1 時開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の協議を行います。

休憩前に、ちょっと課題となったことで、事務局から説明がありますので、よろしく願いいたします。

○飯田議会事務局次長 午前中に片山議員からご質問があった件でございます、16条の議決事項のところ、その他、別に条例で定めるものというところで、小金井市名誉市民条例以外、あるかないかというところでお調べいたしました。

指定管理者の関係が、地方自治法上、あるということをお願いしたんですが、小金井市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の中で、自治法に基づいて、当該団体の指定管理者に指定するには議決を経てという形で、第6条の方で定めております。

したがって、名誉市民条例と、あと、指定管理者の関係の条例ということになるかと思えます。ほかのところは、ちょっと検索したんですけども、出てこなかったということで、二つになるかと思えます。

○片山議員 指定管理者の件は、正式な名称をちょっと教えていただけますか。後で結構ですけど。

○森戸座長 条例に書いてあるとおりでいいのかなと思うので。

それでは、16条はよろしいですね。

続きまして、政務活動費、第18条であります。これも、公開することと説明責任を果たさなければならぬのは、ちょっと別人格ではないかという議論がございました。正副座長案としては、ここにまとめたような形にさせていただいておりますが、事務局から説明をお願いいたします。

○飯田議会事務局次長 それでは、18条の政務活動費のところでございます。このところで、第2項の主語のところ、今のところは、「会派は」ということで、会派は政務活動費の使途及び

結果について公開し、説明責任を果たさなければならぬということ、現在、なっておりますけれども、この「会派は」というのが、「会派は公開し」というのではちょっとおかしいと。公開するのは議会であろうと。だけど、説明責任を果たさなければならぬのは会派であろうということ、一文になっているのが、ちょっと据わりが悪いということで、正副座長案としましては、2項、3項ということで、二つの条文に分けさせていただいているというのが、正副座長案でございます。

○森戸座長 ということ、責任を明確化し、分けたということでありませう。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これも一致したということ。

○小林議員 内容はこれでいいと思うんですけども、項の並びとして、1項があつて、4、3、2の方が、物事の順序としてはいいのかなと思うんですけど、そういう順番を気にするのであれば、ご検討をお任せします。

○飯田議会事務局次長 それでは、そういう方向でちょっと再検討させていただいて、正副座長とも詰めさせていただいて、決定させていただければと思います。また後日、またお示しすることにならうかと思ひます。

○湯沢議員 細かいので、あと、ちょっと今、思いつきなので申し訳ないんですけども、3項で、会派は説明責任を果たすというのがあつて、会派は市民に対して説明責任があるという意味なのか、それとも、会派はいつたん、議会に対して説明責任があつてということになるのか、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○森戸座長 まあ、市民ですよ。だと思ひますが。

○飯田議会事務局次長 そういった言葉が入つた方が明確であれば、そういった言葉を入れるということでもよろしいかなと思ひます。当然、説明責任ということだと、市民あてだと思ひ

ておりますけれども、明確化するために、そういった文言を入れるということでもよろしいかと思ひます。

○湯沢議員 確認だけなので、それなら大丈夫です。ありがとうございます。

○森戸座長 では、市民という言葉を入れなくてもよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、よろしいですか。

では、第18条は固まりましたね。

それで、次が、会派の結成届の在り方が、前回、議論になりました。結成届の扱いについてという資料がありますが、これまでは、政務活動費の交付対象としての会派の定めだったわけですが、政策集団としての会派の届けになると、それはどうするのかということなどを含めて議論がありました。これについても、事務局から説明をさせていただきます。

○飯田議会事務局次長 それでは、会派結成届の扱いについての資料をご覧いただきたいと思ひます。現状のところにも書いてございますけれども、これまで、会派の定義については法律、条例等では何ら規定されていなかったところがございますけれども、政務活動費の交付対象として、自治法及び条例で会派というのを定めていたところがございます。

それで、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の第2条において、会派を結成した場合は、議長に会派届を提出することとなっております。

検討事項といたしまして、このたび、議会基本条例の第7条で会派というものを位置付けることになりました。同条第3項では、議員は、1人の場合においても会派として届け出るものとなつておりまして、この規定に基づく届出をどのように整備するか検討する必要があるということでございます。

政策集団としての届けと政務活動費の届けの両方を行うのは、事務的にも、議員にも2枚出していたらなければならないということで、煩雑になるというところがございます。先日ご提案いたしましたのは、案1の、政務活動費の交付に関する条例というのを改正しまして、議会基本条例の会派と関連づける方法でございます。こちらの、市議会の政務活動費の交付に関する条例の第1条、議会における会派（小金井市議会基本条例第7条に規定する会派を言う、以下同じ）という形に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする改正案をご提案させていただきました。しかし、これですと、議会基本条例の方が上位であると考えられるし、政策集団の届けの方が先であろうという小林議員のご意見もございました。

次に、案2でございますけれども、議会基本条例に規定する政策集団としての会派、政務活動費の交付に関する条例に規定いたします政務活動費の交付対象としての会派を、それぞれ別々に届出する方法でございます。別途、仮称ですが、小金井市議会会派設置要綱を制定することになるかと思っております。これですと、二つの届けが必要で、事務的には増えてしまうということになります。

次に、3案でございますけれども、議会基本条例に規定する政策集団としての会派のみ届出する方法でございます。別途、（仮称）小金井市議会会派設置要綱を設定し、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の第2条の会派の届出のところを削除する方法でございます。つまり、政務活動費の交付対象としての会派届けをなくしてしまうということになります。政務活動費は会派に対して交付すると、政務活動費交付条例には規定しているわけですが、その会派というのは議会基本条例にうたっていて、会派設置要綱で規定して届出いただく政策集団の会派であるという作りになるということでございます。

こちら、案1から案3までお示しておりますが、どの方法が良いのかということをご議論いただければと思います。

○森戸座長 すみません、ちょっと休憩します。

午後1時12分休憩

午後1時13分開議

○森戸座長 再開いたします。

ちょっと、次長からもう一度説明をお願いします。

○飯田議会事務局次長 資料及び私の説明の訂正をさせていただきます。

今、検討事項のところにもございます、議会基本条例第7条第3項のところ、ひとりの場合においても会派として届出するものとするというふうになっておりますが、第3項につきましては、ひとり会派の方の会派の届出のことを規定しているものでございまして、第7条第1項の、議員は、議会活動を行うため会派を結成するものとするということで、こちらに基づいて会派としての届けがされるということで、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。

○森戸座長 ということで、三つの案を事務局の方で整理していただきました。

正副座長としては、案3でいきたいということでありまして。政策集団としての会派の届出を行えば、自動的に政務活動費につながっていくという形の方が、据わりというか、全体的にはいいのかなと思っております。皆さんからご意見があればお願いしたいと思います。

持ち帰ったほうが良ければ、それでも、いいですか。

○五十嵐議員 これは、議会運営委員会で確認する必要はないんですか。

○森戸座長 確認するとまた遅くなっちゃうけれども、どうしますか。持ち帰りにする。

では、持ち帰りしていただいて、5月の人事の

ときに、議会運営委員会をどこかでやりますので、そのときに確認するしかないんですよ。

○飯田議会事務局次長 この議会基本条例絡みの会議規則の改正ですとか要綱案の制定などにつきましては、いずれ、施行までのところで確認をして、それで、議会運営委員会でも確認をさせていただくことになるかと思っておりますので、5月の臨時会でなくても、一度お持ち帰りいただいて、会派で確認していただく必要はあるかと思えますけれども、いずれは議会運営委員会の中での確認というのをさせていただくような形になるかと思えます。

○森戸座長 そうしたら、会派で持ち帰っていただいて確認していただく。ここの代表者会議がこれでいいよというふうになったら、議会運営委員会に送るということで、最終的には議会運営委員会になると思うんですが、とりあえず、この代表者会議では全体、確認をしていきたいと思えますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、会派結成届については持ち帰りということでお願いいたします。

続きまして、議会運営委員長から、議会基本条例策定代表者会議あてに、議会改革の調査についての回答が来ております。一つは、所管事項の質疑であります。これは、条文上なかったわけですけれども、暫定的に委員会協議会で行うことで一致し、以下の事項を確認したということで、確認事項が記述されておりますので、ご確認いただければと思います。

それから、裏面の2、請願・陳情代表者等の正式な委員会での趣旨説明等の機会について、これは不一致でございました。

3番の（仮称）広報広聴委員会の設置については、名称については広報協議会ということで決定し、確認されましたので、条文上の取り扱いはこのように変えていきたいと思えます。

4番、議会報告会であります。議会報告会は、開催に当たって以下の事項を確認したということで、目的、開催形態、開催主体、内容、開催方法、ルールなどを議会運営委員会で確認いたしました。なお、議会運営委員会では、試行で定期的に議会報告会を求める陳情書が趣旨採択となり、議会運営委員会としては、来年1月以降に議会報告会を開催することが確認されておりますので、ご報告させていただきます。

以上で、議会運営委員会に投げ掛けられた報告は終了いたしますが、議会報告会と、それから広報広聴、これは条文について、改めて確認しておいた方がいいですよ。

条文では、議会報告会については、第1項で、議会は、市民への説明責任を果たすため議会報告会を年1回以上開催するものとするということになっております。これは、議会運営委員会の協議結果後、再検討をするということにしておりましたが、いかがいたしましょうか。このままでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、12条第1項、また、2項も、議会報告会に関し、必要な事項は別に定める、これも確認してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、確認させていただきました。

続いて、広報広聴活動。そうすると、これは広報活動になるんですか。広報広聴はいいのかな。11条、（「広聴は抜けるんですか」と呼ぶ者あり）広聴はどうでしょうか。広報活動ですね。

議会は、前項の目的を達成するため、広報協議会を置くものとするというのが第2項になるんですか。そういう形ですね。（「もしくは、条文はこのままでもいいかもしれません」と呼ぶ者あり）そうですね。

広報広聴活動とあるのを、広報活動に置き換え

て、条文はこのままでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**小林議員** 括弧の中の広聴を抜くということですか。

○**森戸座長** そうですね。

○**小林議員** 広報協議会の大きい柱としては、今回、広聴ということがなかなかつかめないのということで、少しレベルダウンして広聴という言葉が取り扱われることになったんですけども、本来、広聴というのにも必要であろうという意見もあった中で、1年、2年たったときに、その広報協議会がそういうことを考えだしたときに、また条文と合わないというの、あまりどうなのかなと。それで条文を変えるというのもおかしいので、条文上は広報広聴にしておいてもいいのかなとは、今、思っているんですけども、どうでしょうか。

○**鈴木議員** 広聴という表現の仕方については、これからの時代、いかがなものかという議論も、多分、この議会基本条例策定代表者会議の中でもあったと思うんですね。だから、その議論の結果をどうするかということかなと思っているんです。小林議員の言うこともそのとおりなんですけれども、その可能性を担保しつつ、広聴という考え方についてどうかという議論があったところを、どうここでまとめるか、協議した方がいいかなと思っています。

○**白井議員** 今の条文でいくと取り組みでいくと広報だけになってしまうと思うんですね。ただ、小林議員がおっしゃったように、広報広聴という考えのもとで、最終的には広報協議会という、広報だけを扱う形にはなったものの、冒頭、やはり広報広聴というところから端を発していると思うんですね。

仮に、今、この11条のところの該当すること自体が広報のみであるとした場合でも、例えば、この広聴を取ったとして、ほかに広聴機能、全くやらないというわけではないと思いますので、要

するに、広く聞くということだと思うんですが、ほかの条文のところ、これが果たしているということが説明できれば、私は、あえてタイトルにこだわらなくて、取ってしまってもいいと思うんですね。そこの認識が共有できるかどうかだと思うんですね。その辺は、他の方の意見も聞ければと思っています。

○**森戸座長** かなり、市民の多様な意見を常に的確に把握し、とか、第3条とか、述べているわけですね。市民との関係のところも含めてあると思うんですが。

○**飯田議会事務局次長** 今、座長の方からお話がありましたように、3条のところ、あと、市民と議会との関係で8条、9条のところ、その市民との懇談などの手段とか、市民の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするというところで、そういった方面で、そういった、広く聞くというところは含まれているのかなとは考えております。

○**小林議員** 白井議員にも整理していただいて、今、ご説明のあった内容で、私はいいです。

○**森戸座長** 議会運営に対する広報などについても、その辺りもどうするか。広聴を入れておいてもおかしくはない。

○**五十嵐議員** 話の流れとしては、広報広聴委員会みたいところから始まって、それで、広報協議会になりましたけれども、でも、その話の過程の中では、広聴に関する部分も将来的には出てくる可能性があるというような話というか、認識で一致していたのかなという思いもちょっと持っているんですね。

なので、ここで取ってしまうということになると、その認識と違ってくるかなとってしまうんですが。

○**森戸座長** 私は、入れても文章は通じるし、おかしくはならないと思うんです。ただ、そうになると、11条について、第1項は、多様な方法を用いて広報広聴活動の充実に努めなければならないと

いう、ここにも・広聴を入れておいた方がいいのかなと思うんですけれども。

その広報協議会では広聴をやらないけれども、議会運営委員会ではやるわけですね。実施することはあるわけですね。だから、それも含めてということで、書いておいてもおかしくない。ここに広報協議会を置くものとするという言葉が入らなければ、それは全体的、一般的な話なので、入ってもいいかなと思うんですね。

○飯田議会事務局次長 先日、ほかの条文のところでご説明したんですが、「議会は」という主語になっていた場合でも、市議会全体ということもありますけれども、議員個人個人の活動も議会ということで、述べていいということで申し上げたかと思います。

そういう意味では、広報協議会だけの活動ではなくて、議員個人個人のご活動も入るという点では、そういったことも含めてもよろしいのかなとも考えております。

○五十嵐議員 ということで、私も、ここに広聴の言葉を残しておいてもいいのではないかと思います。この間、ずっと「・」が問題になっていますけれども。

○飯田議会事務局次長 はい、こちらは、やはり「及び」という言葉でつなげる形になるかと思えます。

○森戸座長 広報及び広聴ということですか。

○飯田議会事務局次長 すみません、先ほどの鈴木議員の方から、広聴という言葉はどうであろうかというようなところはよろしいでしょうか。

○鈴木議員 あまりここで長く議論する問題じゃないのかなと思っているんですね。一定の、提起というか、この先、この言葉がどこまで使っていくだろうかという議論があったというだけで、ふさわしくないという議論ではなかったと思います。ですので、今、座長や皆さんに整理していた

だいたいの思いを共有できれば、残すことは、もちろん、こちらからお知らせするのではなくて、それは9条にも色濃く反映されているわけですが、それをここに残しておくということについては、特別に異論があるというわけではないので、それは大勢に従うというか、皆さんのお考えのとおりでいいと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。

○中山議員 議会としては、市民の方からの広聴も大切な要素かなとは考えています。ただ、今までの議論の中に、まず、広報を充実させて、それから広聴に取りかかるんだという議論があったということは、もう皆さんご承知のとおりで、ここに明記したから、では広聴をやるんだということで、広報をやらずに広聴にすぐに取りかかるということにはならないということ、ご確認いただければと思います。

ただ、広聴に関しては重要だと思っておりますので。

○森戸座長 広報協議会の規定は、議会運営委員会でも議論され、今日、お示ししたとおりでありますので、今後、鈴木議員がおっしゃっているように、どこまで広聴という言葉が通じていくのかということもありますが、とりあえずここは、広報及び広聴活動ということでよろしいですか。第1項も、そうすると、文章上は広報及び広聴活動の充実努めなければならないということで変更させていただきますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、そのようにしたいと思います。

○飯田議会事務局次長 すみません、追加で。

先ほど、議決事項の関係で宿題になっていたことをご説明したんですが、併せましてちょっと申し上げるのを忘れたところがございます。

こちらの逐条解説で、その他、別に条例で定めるものというのはどういうことかということ、

逐条解説に書いた方がよろしいかと思っております。名譽市民条例ですとか、先ほど申し上げた小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例があるということを明記していただいた方がよろしいのかなと思っております。

○森戸座長 それは、そういうことで、先ほど確認をしております。

あとは、今日の課題は大体、終わりましたか。

一応、今日の部分はここまでであります。

その他で、何かありますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議は終了いたします。

午後 1 時 33 分閉会